

令和8年度第7回白井市市民参加推進会議

- 1 開催日時 令和8年7月28日（火）午後1時30分～3時50分
- 2 開催場所 白井市役所本庁舎2階 災害対策室2
- 3 出席者 吉井信行委員、岡澤和枝委員、竹内彩乃委員、稲葉知恵子委員、折原圭太委員（名簿順）
- 4 欠席者 大嶋信太郎委員、増子直文委員
- 5 事務局 今井市民環境経済部長、元田市民活動支援課長、安岡課長補佐、栗原主任保健師、伊東主事
- 6 傍聴者 2名
- 7 議 事
 - （1）総合的評価及び中間評価の確認（事業番号21、23～28）
 - （2）市民参加の評価に係る答申案について
 - （3）市民参加条例の見直しについて
 - （4）評価方法の変更案について
 - （5）その他

8 会議概要

○事務局

それでは、定刻となりましたので、令和8年度第7回白井市市民参加推進会議を開催いたします。委員の皆様におかれましては、お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。

会議開会にあたり、会長からご挨拶をお願いいたします。

○会長

どうも皆様、お疲れ様です。これまで長らくこの会議をやってきましたが、いよいよ、最後の段階にかかってきました。これまでの議論で、中身はすでに出来ていますので、本日は基本的には最終的なチェックということで、皆様からの御意見をいただければと思っていますので、どうぞよろしくお願いします。以上でございます。

○事務局

ありがとうございます。本日の出席委員は、7名中5名で過半数を超えておりますので、白井市附属機関条例第6条第2項の規定に伴い、会議は成立することを報告します。

なお、白井市審議会等の会議の公開に関する指針により、審議会等の会議は公開を原則としておりますので御了承ください。

また、会議録作成のため、本会議は録音させていただきます。あらかじめ御了承ください。

それでは、会長、進行をお願いいたします。

○会長

それでは、議事を進めてまいります。

円滑な議事進行について、皆様にご協力をお願いします。

始めに、議題 1、中間評価の確認について、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、総合的評価及び中間評価の確認について、説明をさせていただきます。

総合的評価の確認からしていきたいのですが、前回事業番号 21 につきましては、委員の皆様から評価の修正をいただき最終の点数及びコメントをいただいたところとなっております。資料 1－1、1－2 として、修正を反映したものを配布しております。

本日は、事業番号 21、第 2 次白井市教育振興基本計画策定事業の総合的評価の確認を、中間評価の前にお願ひしたいと考えております。

会長に進行をお返しします。

○会長

それでは、事業番号 21、第 2 次白井市教育振興基本計画策定事業の最終評価につきまして、まず、事務局からの説明をお願いいたします。

○事務局

説明いたします。資料 1－3 を中心にご覧いただければと思います。

資料 1－3 につきましては、令和 7 年度終了事業の事業番号 19 から 22 までを一緒につけて配布しておりますが、事業番号 19、20、22 に関しましては、前回会議にて内容の確認をさせていただいたところでございます。

事業番号 21 につきましては、もともと審議会として評価していただいていたのですが、内容を確認したところ、審議会の委員に書面を配布して意見をいただいていたとのことでした。そのため、審議会ではなく、その他の方法に切り替えての修正評価をお願いしたところになっております。それを受けての答申案を皆様に配布しておりますので、本日はそちらを見ながら説明を聞いていただけたらと思っております。

事業番号 21、第 2 次白井市教育振興計画策定事業の最終評価案の概要を説明します。総合コメントでは、幅広い機関や団体から意見聴取したことは評価し、一般市民からの意見聴取については、パブリックコメント以外にアンケートや意見交換会など、より広く市民の意見を聴取する方法を検討できると良かったとしました。

市民参加の実施状況が 6 点、手続きの評価の条例基準が 7 点、望ましい水準が 6 点であり、計 19 点で妥当という総合的評価となっております。

また、手法ごとの評価では、パブリックコメントにおいては、複数の意見提出方法や十分な期間が確保されていることは評価し、事前周知において検討結果の公表時期を明記すること、概要版の作成や問い合わせ可能な時期での実施などの工夫が望まれるとしております。

その他の方法では、審議会等の委員に対し書面で意見募集を行っています。学校関係者や関係団体から意見募集を行ったこと自体は評価した一方で、意見聴取期間が短いこと、また、聴取した事項についての公表が望まれるとしました。

以上が事業番号 21 の最終の総合的評価案となります。会長に進行をお返しします。

○会長

それでは、各委員さん、御意見等あればよろしくお願いします。

いかがでしょうか。

●●委員さん、どうぞ。

○●●委員

中身の話というか、言葉のことになるのですが、総合コメントの文章が、「一般市民からの意見聴取については、パブリックコメント以外にアンケート調査や意見交換会など、より広く市民の意見を聴取する手法についても検討できるとよかった」ということで、「市民からの意見聴取」という言葉が一つの文章の中で2つ出てくるのですよね。少しくどいので、どちらかを削除してシンプルにしたほうが分かりやすいかなと思います。

○事務局

ありがとうございます。どちらか削除して、より読みやすい文章にしたいと思います。

○会長

ありがとうございました。その他、各委員さんいかがでしょうか。

●●委員、いかがでしょうか。

○●●委員

資料1-1のその他の方法の点数と、この最後の点数が1点ずつ違っているかと思うのですが、どちらが正しいのですかね。6点、5点になっているのですよね。資料1-1と1-2で記載してある点数が違うので、そこが気になりました。

○事務局

申し訳ありません。修正漏れでございます。資料1-1が正しい点数になっておりまして、条例基準が6点、水準が5点というようになります。

申し訳ありません。ご指摘いただきありがとうございます。

○●●委員

では、お願いします。

○会長

ありがとうございます。

○会長

その他、いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

では、皆様から御意見を頂いたということで、その他、事務局から、何か確認等ございますか。

○事務局

事務局からは、特にございません。

○会長

承知しました。

それでは、事業番号 21 についての総合的評価の確認は、以上ということにさせていただきます。

続きまして、中間評価の確認ということで、事務局からの御説明をお願いいたします。

○事務局

では、資料 2－1 と 2－2 を御覧いただければと思います。

中間評価につきましては、前回会議にて調査票の修正をさせていただくとともに、答申案に記載のコメントの内容についての御検討をお願いいたしました。その結果を受け、答申案を作成いたしました。本日は、そのコメント内容等について、皆様に御確認をいただき、追加や修正等がありましたら、御意見頂きますようお願いいたします。

一度、会長に進行をお返しいたします。

○会長

それでは、事業番号の 23 から 28 の事業について、順番に中間評価確認を行っていきたいと思います。

まず初めに、事業番号 23、農業振興地域整備計画（全体計画）策定事業の中間評価につきまして、事務局からの御説明をお願いいたします。

○事務局

説明いたします。それでは、資料 2－2 を中心に御覧いただきまして、資料 2－1 については、参考に見ていただけたらと思っております。

事業番号 23、農業振興地域整備計画（全体計画）策定事業の中間評価につきまして、事務局から説明をさせていただきます。

審議会の開催については、前回の会議でお話しさせていただいたのですが、審議会の開催を、個別計画と混同して記載をしていたというところが前回ございましたので、そちらについては、審議会の項目を削除し、アンケートのみとさせていただいている状況になっております。

総合コメントにつきましては、個人の農地等について検討する専門的な内容であることから、農業関係者のみを対象にアンケートを実施したことは理解できるとし、一方で、アンケートの回収率向上に向け、返信用封筒を投封する以外のさらなる工夫というのが望まれるとしました。

手法ごとのコメントにつきましては、アンケートにおいて、プライバシーへの配慮は適切にされ、アンケート回収率向上のためのさらなる工夫があるとよかったとの記載をさせていただきました。

以上が事業番号 23 の中間評価案となります。会長に進行をお返しいたします。

○会長

ありがとうございます。それでは、各委員の方、御意見等々いかがでしょうか。

●●委員、どうぞ。

○●●委員

この事業では、審議会は今後開催されないのですか。

○事務局

審議会自体は、一度開催したということで報告があったのですが、実際は個別計画部分だったということで、全体計画のことではなかったということでした。全体計画については、この後、開催予定となっているということです。

○●●委員

もしよかったら、しっかりとアンケートの結果を審議会で議論していただきたいということを、実際はやられるとは思いますが、書いておいていただくといいのかなと思いました。

○事務局

ありがとうございます。

○会長

あと、委員の方、いかがでしょうか。この段階で、事務局から御説明や確認などございますか。

○事務局

事務局としては、現時点では、確認したい事項は特にございません。

○会長

それでは、事業番号 23 についての中間評価の確認は、以上ということにいたします。

続きまして、事業番号 24、白井市第 10 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定事業の中間評価につきまして、事務局からの説明をお願いいたします。

○事務局

説明いたします。本日の差し替えの資料を見ていただければと思います。

事業番号 24、白井市第 10 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定事業の中間評価について説明します。

総合コメントでは、複数の市民参加の手法が実施され、アンケートを幅広い対象に実施し、課題を把握した上で、アンケート結果を踏まえたグループインタビューで深掘りをしている点については評価をし、会議開催の周知やアンケートの結果公表については、より積極的な取組が望まれるとしております。

手法ごとのコメントといたしましては、審議会において、公募委員や女性委員の割合が高く、多様な視点を取り入れた委員構成について評価でき、また、会議録は分かりやすく作成をされているとしました。

パブリックコメントについては、今後実施予定という状況のため、実施に当たりというところになりますが、十分な意見提出期間と概要版の作成など、市民の理解を促す工夫が実施されることを期待するとしております。

アンケートにつきましては、四つ実施しているのですが、アンケート内容を事前に審議会で審議していることや、調査対象に適切な関係者を設定していることについては評価できるとし、結果公表については、迅速に公表することが求められるとしております。

その他の方法といたしましては、関係団体等へのインタビューをしております。介護関係者向けグループインタビューということで、3回実施をしております。そちらにつきましては、計画策定に必要な聴取が行われていると評価できるとし、特定の対象者に対するインタビューではあるものの、結果の概要や意見の計画への反映状況について、市民に公表することが望まれるとしております。

以上が事業番号 24 の中間評価案となります。会長に進行をお返しいたします。

○会長

ありがとうございます。それでは、各委員の方々、御意見等々いかがでございましょうか。

●●委員、どうぞ、お願いいたします。

○●●委員

最初の資料の説明のときにお話があったかもしれないのですが、手法ごとのコメントで、今、掲載されているのが、審議会に関するコメントとパブリックコメントに対するコメントの 2 つしか記載されていないのですけれども、それ以外のアンケートと、その他の方法の実施についてのコメントも、公開用資料では、中間報告として記載されることになっているのでしょうか。

○事務局

大変申し訳ありません。公開予定となっておりまして、資料 3 の冊子のほうで見ていただくと、そちらにはアンケートとその他の方法のコメントも記載をしております。今回、印刷が漏れてしまっていて、アンケートとその他の方法が記載されて

いるものを、本日差し替えの資料として配付をさせていただいたところとなっております。そのため、答申の案には、記載が漏れてしまっているアンケートとその他の方法も掲載予定というところで、事務局の説明とさせていただきます。

○●●委員

大変失礼しました。よく分かりました。ありがとうございます。

○会長

各委員さん、いかがでしょうか。

では、先に進めましょう。事務局から何か確認事項等ございますか。

○事務局

特にございません。

○会長

それでは、事業番号 24 についての中間評価の確認を以上とさせていただきまして、続きまして、事業番号 25、白井市第 4 次しろい健康プラン策定事業の中間評価につきまして、事務局のほうからの御説明をお願いいたします。

○事務局

事業番号 25、白井市第 4 次しろい健康プラン策定事業の中間評価について説明をさせていただきます。

総合コメントにつきましては、複数の市民参加の手法が用いられ、講演会とワークショップを同時開催するなど、市民が健康づくりについて学びながら意見を出せる機会を設けているといったところは評価をし、ワークショップについて、各センターでの複数回の開催など、さらなる工夫があるとよいというようにいたしました。

また、アンケートにつきまして、広く市民に事前周知することが望まれるとしています。

手法ごとのコメントでは、審議会において専門的視点と市民視点の双方を取り入れる体制が整えられているとし、会議録の公表については、より多くの手段を用いて公表できるとさらによいいたしました。

アンケートにつきましては、幅広い世代を対象とし、ウェブ回答の活用や学校との連携など、対象者に応じた回答率向上のための工夫がなされていることを評価し、結果につきましては、今後、審議会等で共有し、議論に活かされることを期待しますというような書き方をいたしました。

また、ワークショップにつきましては、講演会等を連動して実施したことや、ポスター、チラシでの PR などが実施され、多くの市民が参加したという事実自体は評価をしております。今後、ワークショップで出された意見が計画にどのように反映されたのかを示すことが期待されるといたしました。

また、ワークショップの開催回数と場所について、より市民が参加しやすい環境を整えられるとさらによいといたしました。

以上が事業番号 25 の中間評価案となります。会長に進行をお返しいたします。

○会長

ありがとうございます。それでは、各委員さん、御意見等いかがでしょうか。

●●委員、お願いいたします。

○●●委員

ありがとうございます。今、資料 3 の 45 ページ、46 ページのほうで 25 番の事業を拝見していたのですが、手法ごとのコメントのところに、先ほどの 24 番ですと、今後実施予定のパブリックコメントが記載されていたのですが、この 25 の調書のほうには、「令和 8 年 12 月にパブリックコメントを実施予定」と書かれています。ただ、この中間報告では、25 の事業については、手法ごとのコメントでパブリックコメントについて記載がないので、事業番号 24 と同様に、調書のほうでパブリックコメントの実施予定と書かれていらっしゃいましたので、ぜひ、今後、実施予定という形で記載をお願いできるといいなと思いました。

以上です。

○事務局

ありがとうございます。皆様からコメントを頂いたところのみを今、掲載している状態になっているかと思います。コメントがなかった手法については、飛ばしてしまっている部分があったかと思いますが、確かにパブリックコメントにつきましては、今後、実施予定にはなっておりますので、コメントを頂いた部分というのは、また掲載をさせていただきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

○●●委員

そういう意味でしたら、ぜひ、24 の事業と同じように、パブリックコメントの実施に当たって、十分な意見提出期間と概要版作成などの市民の理解を促す工夫が実施されることを期待するという●●委員の御意見を反映して、24 で書いてくださったような形で、25 もパブリックコメントについて記載をいただけるといいなというふうに思います。ぜひ、よろしくお願いいたします。

○事務局

ありがとうございます。24 と同様に、パブリックコメントについても掲載をさせていただきたいと思います。

○会長

よろしくお願いいたします。各委員さん、いかがでしょうか。

●●委員、お願いします。

○●●委員

ありがとうございます。総合コメントで書かせていただいたのですが、この事業では、既存のネットワークを活用して周知広報をした結果、多くの市民参加があったということで、これまであまり議論されてこなかったことですが、そういう普段からのコミュニケーションとつながりのようなものが、市民参加を促すことにつながっていた良い事業かなと思うので、総合コメントのところにそれを記載していただくとよいと思いました。

○事務局

ありがとうございます。加えさせていただきたいと思います。

○会長

よろしくお願いいたします。その他、いかがでしょうか。

それでは、事業番号 25 についての中間評価の確認は、以上ということにさせていただきます。

続きまして、事業番号 26、白井市新型インフルエンザ等対策行動計画策定事業の中間評価につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局

事業番号 26、白井市新型インフルエンザ等対策行動計画策定事業の中間評価について説明いたします。

総合コメントでは、実施中のパブリックコメントについて、概要版が作成されていること、専門的な意見と市民の意見の双方を聴取しようとしていることについて評価をし、今後の取組において、他の市民参加の手法についても検討し、丁寧に市民の意見を聴取することを期待するとしました。

手法ごとのコメントでは、今後の実施予定の審議会について、開催の事前周知や結果公表等、市民への丁寧な情報提供を期待するといたしました。

パブリックコメントについては、意見提出方法に電子申請サービスを活用するなど、回答しやすい環境が整えられていること、概要版が作成されていることを評価しております。

その他の方法につきましては、医療関係者へのヒアリングの事業の実施が予定されておりまして、そこで医療関係者にとっても、よりよい対策が検討できるとしていただきたいというように記載をさせていただいております。

以上が事業番号 26 の中間評価案となります。会長に進行をお返しいたします。

○会長

よろしくお願いいたします。それでは、各委員さんの御意見はいかがでしょう。事業番号 26 でございます。

●●委員、よろしくお願いいたします。

○●●委員

事業番号 26 につきまして、●●委員が、審議会の設置について、今後市民も入れていただきたいという御意見をくださっていて、非常に市民参加の観点から重要な意見だと思われますので、コメントに、公募委員の審議員の参加もお願いしますというようなことを一言加えていただけるといいのではないかと思います。よろしくお願いします。

○事務局

ありがとうございます。審議会の公募委員に関してコメントをいただいておりますが、こちらの審議会では、公募委員さんが 0 人ではなくて、公募委員の割合としては 25% 入っていらっしゃるという状況ですので、コメントには、「さらに」という形で付け加えをさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○●●委員

よろしくお願いします。

○事務局

事務局からの補足説明になるのですが、事業番号 25 と 26 が同じ審議会、健康づくり推進協議会という審議会に、議題として挙がる予定ということで伺っております。

○会長

ありがとうございます。

それでは、事業番号 26 についての中間評価の確認は、以上になります。

続きまして、事業番号 27、白井市景観とみどりの基本計画策定及び（仮称）景観とみどり条例制定事業の中間評価につきまして、事務局からの説明をお願いいたします。

○事務局

事業番号 27、白井市景観とみどりの基本計画策定及び（仮称）景観とみどり条例制定事業の中間評価について説明いたします。

総合コメントでは、様々な市民参加の手法を実施しており、概要版作成などの工夫がなされていることは評価をし、説明会等の開催場所や時間の工夫、それから市民から得られた意見が計画の案のどのように反映されたのかを分かりやすく示すことが期待されるといたしました。

手法ごとのコメントにつきましては、審議会において、専門的な内容ではあるが、市民に身近なことであるため、公募市民の参加を検討できるとよいとし、迅速な議事録公開や、傍聴者の参加しやすい時間帯での開催が期待されるとしました。

パブリックコメントについては、LINE を活用した周知や概要版の作成などの工夫がされていることは評価できるとしました。

アンケートでは、郵送とウェブ回答を併用しており、結果を審議会に報告していることは評価し、事前周知の方法の工夫や適切な場所での実施が望まれるとしております。

また、ワークショップにつきましては、ポスターやチラシ、デジタルサイネージを活用し周知したこと、各センターなどで複数回開催をし、参加者が多くいたことを評価し、今後は、ワークショップで整理された意見がどのように計画に反映されたかを示されることが望まれるとしております。

その他の方法については、シンポジウム及び説明会を開催しております。シンポジウムや説明会を開催したこと自体は評価をし、説明会については、事前周知にSNSやメールを活用すること、各センターでの開催など、より市民に参加してもらうための工夫が望まれるとしました。

以上が事業番号 27 の中間評価案となります。会長に進行をお返しいたします。

○会長

ありがとうございます。それでは、事業番号 27 につきまして、各委員の方、御意見いかがでしょうか。どうぞ、お願いします。

●●委員さん、お願いします。

○●●委員

ありがとうございます。その他のところで、説明会の参加人数がすごく少なかったようなので、各センターでの開催や、オンデマンドのようなオンラインでの開催も考えてみていいのではないかというコメントをさせていただいたので、そちらも追加していただけたらと思います。

○事務局

ありがとうございます。メール配信自体は、市から直接、こういうことをやりますよというお知らせを配信するというようなものになっております。オンデマンドとか、そういったところは追加をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○会長

ありがとうございます。各委員さん、その他いかがでしょうか。御意見等々ございますか。この時点で、事務局からの確認事項等はございますか。

○事務局

27 については、ございません。

○会長

それでは、次に進みましょう。事業番号 27 についての中間評価の確認は、以上といたします。

続きまして、事業番号 28、(仮称) 白井市文化センター大規模改修基本計画策定事業の中間評価につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局

事業番号 28、(仮称) 白井市文化センター大規模改修基本計画策定事業の中間評価について説明をいたします。

総合コメントでは、アンケート調査で多くの市民に意見を聴取していることを評価しておりまして、今後は、双方向での市民参加の手法の実施についても検討されることを期待するといったしました。

手法ごとのコメントでは、アンケートについて、多くの意見聴取につながっていること、結果が迅速に公表されたことは評価できるが、適切な場所での結果公表が望まれるとし、今後、これらの意見がどのように整理・反映されたのかを示すことが期待されるといたしました。

以上が事業番号 28 の中間評価案となります。会長に進行をお返しいたします。

○会長

それでは、各委員さんいかがでしょう。事業番号 28 についての御意見等々ございませんでしょうか。

●●委員、お願いします。

○●●委員

ありがとうございます。この事業については、市民参加の手法は、アンケート以外の実施の予定はないという理解で正しいか、教えていただけますでしょうか。

○事務局

お答えいたします。白井市文化センター大規模改修の基本計画の策定事業といたしましては、調査票に関して担当課に確認しましたところ、実施はアンケート調査のみという形になっているとのことでした。今後、その他の方法について、実施する予定は、現段階ではないところというような形になります。

○●●委員

ありがとうございます。恐らく課の中で検討された上で、必要ないという結論に至ったのかもしれないのですが、もし可能でしたら、複数の市民参加の手法が用いられるほうが好ましいと思いますし、文化センターという位置づけからも、市民の皆さんの関心が大いにあると思いますので、総合コメントの中に一言、複数の市民参加の手法も期待します、みたいなことを入れていただけるとありがたいです。よろしくお願いします。

○事務局

ありがとうございます。前回の会議は●●委員が御欠席でしたので内容が伝わっていないかと思うのですが、前回にも話をしていまして、この計画自体が少し変わった形で終了するような形になりますので、そのあたりも含めて、少し調整をさせていただいた上で対応させていただきます。

○●●委員

承知いたしました。議事録を確認するようにします。

○事務局

申し訳ありません。

○会長

よろしいですか。確認なのですけれども、この計画自体が一応ペンディングになるということも想定されているということでしょうか。

○事務局

こちらがあまり把握できていないのですが、前回お答えしたとおり、8月の広報に、この計画自体が、当初の目的と違った形で着地をするというような形で記載をするということを内部としては聞いています。詳細について、どういう形になっているかというのを確認はできていないので、そのあたりも踏まえて記述をさせていただければと思っております。

私が聞いているのは、もともとは大規模な修繕をやるということだったのですが、前回の会議でお伝えしたとおり、大規模な形での修繕を行わずに、必要箇所の部分のものに限定するということを決定したいというふうに話を聞いています。それ以上はこちらも現状把握していないので、担当課に確認をして、どのような形になるのか、そのあたりも含めて確認をして、対応したいと思います。

○会長

その結果については、次の資料の関係には、何らかの形で記載されるということになりますかね。

○事務局

今回の評価は、令和7年度中に実施した事業になりますし、アンケート自体はすでに実施しておりますので、コメントは載せるということになるかと思いますが、令和8年度の評価としてやるかどうかというのは、その内容によって対応させていただきたいなと思っております。

○会長

分かりました。ありがとうございます。それでは、御意見等々頂きましたので、事務局で、その他確認事項等々ございますか。事業番号 28。

○事務局

確認事項ではないのですけれども、先ほど 23 番の農業振興地域整備計画について、審議会にぜひ報告をしてくださいということで、しろい健康プランのほうでも、24 と同様に、パブコメを今後やるものに関しても記載をさせていただきますので、23 番の事業につきましても、審議会について記載をさせていただければと思います。

以上となります。

○会長

ありがとうございます。

それでは、事業番号 28 についての中間評価の確認は、以上ということになりましたので、これで、今、23 のこともお話しいただきましたけれども、事業番号 23 から 28 の中間評価の確認を終了ということとさせていただきます。

引き続きまして、議題の 2、市民参加の評価に係る答申案について入ります。事務局からの御説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、資料 3 を御覧ください。

資料 3 につきましては、令和 7 年度市民参加の実施状況に対する総合的評価についてという答申案となっております。前回会議にて、提言内容について御検討いただいた結果を反映させていただいたものになります。

答申案の概要について説明をさせていただきます。1 ページ目、答申と書いてあるのですが、こちらでは、市民参加推進会議の実施状況や、総合的評価の結果などを記載しております。また、市民参加の実施状況として、職員の理解の深まりや、柔軟に市民参加の手续をした事業の増加があったこと、一方で、条例に規定された適切な取組ができていない事業があったことというのを事実として記載をいたしまして、効果的な情報発信などで市民が市政に参加しやすい環境を整えることが必要とし、提言に配慮し、今後の取組を行い、市民参加の推進を図ることを期待するというような内容を記載しています。

また、2 ページ目、令和 7 年度市民参加の実施状況に対する総合的評価につきましては、今年度評価をしていただいた事業の評価の点数の一覧をつけさせていただいています。

あと、それから 5 ページから先につきましては、1 事業ずつの最終の皆さんに確認いただいた評価の内容について、事業ごと、それから手法ごとに記載をさせていただいているものとなります。

現在、事業番号 18 までの確認を前回会議のときをお願いをしているところになっております。本日、19 から先の事業番号 21、また、中間評価の 23 から 28 番の事業のコメントについて、皆様に確認をしていただきましたので、そちらを修正したものをこちらに挟むようなイメージでおります。

各事業のそういった評価のところを挟ませていただいた後、最後の 52 ページになります。一番後ろの 1 枚に書かせていただいておりますが、3 番として、市民参加の実施に関する提言というところで、前回、四つは書かせていただいたのですが、4 番目の市民参加の評価方法につきましては、総合的評価に関する提言ではないだろうということで取らせていただいて、全部で三つの提言として、まとめさせていただいております。

1 点目につきましては、事前周知及び結果公表の徹底についてというところで、答申の頭のところでも触れているのですが、実際に条例でやるべきことをできていない事業というものもありましたので、そういったところにつきましては、事前周知及び結果公表の徹底をしていくというところ、それから SNS の活用など、対象に合わせた工夫を行うというところを期待しております。

2 番目につきましては、市民から直接意見を収集する機会の確保とそのタイミングについてとしております。市の施策を決定する段階において、市民参加を実施し、市民の意見を聴取することの必要性を記載しております。

3 番目につきましては、意見の収集方法の工夫についてというところで、パブリックコメントの実施に当たっての動画作成等の工夫については評価をさせていただき、パブリックコメント実施前に、事業に関心をもってもらえるような取組の実施を期待するといった内容を記載しております。

4 番目として記載していた市民参加の評価方法の見直しにつきましては、こちらの総合的評価方法の見直しの直接的な答申とはならないことから、記載を削除しているので、こちらの三つにさせていただいております。

評価方法の見直し自体は、必要であるというような御意見も頂いておりますので、どのような方法で御意見を伝えていただくかについては、後ほど御意見等を頂きたいと思っております。

総合的評価の答申案の説明については以上となります。会長に進行をお返しいたします。

○会長

それでは、各委員さん、御意見等々ある方はいらっしゃいますか。

●●委員、どうぞ、お願いします。

○●●委員

意見というよりは質問なのですが、1 ページ目の答申のところの最初に「令和 8 年 3 月 26 日に諮問を受け」というような記載がございますが、特にこの日に会議があったということではなく、諮問書の日付というような意味合いで理解をすればよろしいでしょうか。

○事務局

はい。おっしゃるとおりで、3 月 26 日付で諮問という形で、市長から書面を頂いた日付が 3 月 26 日になっておりますので、その日付を書いたというような形になっております。

○●●委員

分かりました。ありがとうございます。

○会長

ありがとうございます。

●●委員さん、どうぞ。お願いします。

○●●委員

また細かいところで恐縮なのですが、改めて1ページ目のところに、令和8年3月26日付の後に書いてあるものは、これでよろしいのでしょうか。

○事務局

そうですね。「白市活」になっているところで合っていますでしょうか。

○●●委員

はい、そうです。これは、これでいいのでしょうか。

○事務局

市の文書番号の取り方がありまして、略してあるといいますか、それぞれが略されていて、白井市の市民活動支援課なのですが、それを略して白市活第何号というような取り方をさせていただいているというような形になっております。

○●●委員

分かりました。ありがとうございます。

○会長

ありがとうございました。いかがでしょうか。

●●委員、いかがでしょうか。

○●●委員

ありがとうございます。些末なところで申し訳ないのですが、3ページ目のところで、一番上のところの評価（30点満点）と書いてあるのですが、点数では評価しないので、30点満点は消してもいいかなと思いますが。

○事務局

おっしゃるとおりだと思います。点数で評価していない事業なので、削除したいと思います。ありがとうございます。

○●●委員

あと、52ページで、もし議論があったら教えていただきたいのですが、（2）と（3）が似ているような気もしていて、パブリックコメントというのが割と直接意見を集める方法なので、この2と3の違いとしては、タイミングと集め方の工夫みたいな感じだという理解でよろしいでしょうか。

○事務局

ありがとうございます。（2）につきましては、パブリックコメントをやっているものの、実施したタイミングというのもあると思うのですが、既にある程度方向性が定まってしまうことから、いただいた意見を十分に反映できない事業というものがあったというところで、そういったところでは、実際に市の施策として取り組む内容を決定する段階において、市民の意見を、例えば直接収集するとは書いたのですが、例えば意見交換会とか、ワークショップとか、そういったものを実

施する機会を確保するとかして、内容が決まってしまう前に、きちんと市民のニーズを的確に捉えた施策の一端につながるような市民参加の取組が必要というところで書かせていただいたところになります。

○●●委員

ありがとうございます。そうすると、この真ん中あたりの「市民の意見を直接収集する機会（意見交換会）」とか、具体的に書いてあげたほうが分かりやすいかなと思いました。ありがとうございます。

○事務局

この2と3について、実は前回もその話がありまして、パブリックコメントの部分については、パブリックコメントの話を言いたいわけではなくて、案の決定後に意見を寄せられても、もう変えられないという話だと、そもそも市民参加のやり方として適切なのだろうかという趣旨なので、このパブリックコメントの部分というのは、あくまで例示ですので、パブリックコメントを取りたいと思います。

「市民参加を行ったところ、多くの意見が寄せられたものの方向が既に定まっていたことから、意見が反映されない事業がありました」で、内容としては通じると思いますので、パブリックコメントという文言を変えて、表現を多少直して、誤解のないような形にしたいなと思います。

○●●委員

ありがとうございます。そうであれば早期の参加とか、早いタイミングだけだと、いつという感じなので、「早期の」という文言を入れてあげていいかなと思いました。ありがとうございます。

○会長

ありがとうございます。その他いかがでしょうか。それでは、よろしいですか。事務局で確認事項等々ありますか。

○事務局

ありがとうございます。今回御意見頂いたことは反映して、最終的な案については、また皆さんに御提示をさせていただきたいと思います。

以上です。

○会長

ありがとうございました。

○事務局

先ほどのものについては、早急に修正しまして、今日お話ありました23以降の話のもので、これから実施する予定のものが記述していたり、記述していなかったりというのを直したのと、先ほどの答申のものを直して、早めに確認をしていただいて、可能であれば、会長一任というような形で会長と調整をさせていただいて、皆さんにメールではやり取りしたいと思いますけれども、それ以降に関しては、決定

するというような形はなるべく早い段階で決めていきたいと思いますので、次回会議については、こんな感じになるよというような報告程度というような形にさせていただければなと思っております。

○会長

そうしますと、一つ残っているやつなのですけれども、資料4については、これ入りますか。

○事務局

この後にもお話をさせていただいて、答申という形ではないのですが、そちらについても皆さんに確認をしていただいたもので、修正とかあれば修正して、皆さんにもう一度、御確認のメールでは送付をさせていただきたいと思っております。

○会長

そうですね。資料4というのは、別に答申の中に入るものではないけれども、一応、意見書として、どうでしょうかというところですよね。市民参加の評価報告に関わる部分ですよね。その辺に関して御説明とかではございますか。

○事務局

はい。それでは、続いて資料4について説明させていただければと思います。

本日は、事務局から、先に会長に一旦どのような形にしましょうかと御相談はさせていただきまして、4番のところ、内容としては必要だろうというところで御意見頂きましたので、案として、意見書という形で作成をさせていただいております。こちらが資料4となっております。

御意見という形を受けて、作成しているものにはなっておりますが、内容としては、めくっていただいて2枚目の紙になるのですが、市民参加の評価方法の検討について、次のとおり意見しますということで、四つ目に書いてあった内容になりますが、市民参加の評価において、市民参加の手続を実施した事業と、複数の市民参加の手続を実施した事業と、一つの手続のみを実施した事業の総合的な評価の点数が同じ点数となることや、同じ内容の市民参加を実施していれば、評価点数に差が出るなど、現行の評価方法では、評価の公平性の担保が困難となる事例がありましたという形で書かせてはいただいております。実際に会議につきましては、市民参加をやったかやらないかといった事実の確認ではなくて、事業の内容に対し、実施した市民参加が適切であったか否かの議論を十分に委員の皆様にしていただきたいというところで、実施のものについては、評価実施前にきちんと事務局のほうで確定した資料を用いて、実際の審議会では評価を行うなどの工夫が望まれますとさせていただいております。

適切な事業評価を行い、よりよい市民参加の実施につなげるためには、実施した市民参加の効果について、十分に議論できるような体制を整えるとともに、公平性

を担保できるような客観的な評価方法について検討してくださいという形で、内容としては書かせていただいております。

説明としては以上となります。

○会長

ありがとうございます。結局、市民参加の評価方法の検討ということについては、議論の中に入っているわけなのですけれども、これを答申の中に組み込むところまでいかないのかな、というお話があったところでございます。しかし、こういう意見があったということ自体は答申と添えて、市長にもお伝えしたいという意見もございますので、その辺は別添という形でつけたらどうかということでもあると思います。

一つ、方法としては、答申で、例えば市長にお渡しするときに、口頭でお伝えするという手もございますけれども、できれば、一つの文章的なもので残して、後々のことで御検討いただくということがいいのではないかというふうには、個人的には思ったのですが、その辺、いかがでしょうか。

●●委員。

○●●委員

ありがとうございます。私も会長がおっしゃるように、文書はあったほうがいいと思います。

あと、違う話で、一つ確認なのですけれども、この意見の2段落目のところに、「市民参加を実施した事実の確認ではなく」と表記してあるではないですか。この会自体は、私の認識だと事実の確認をしつつ、さらに、その内容についてということだと思っているので、この文章を読むと、確認はしなくて良いのだというふうに取り立てしまうのではないかと思います。細かいですが、「実施した事実の確認に加え」のような表記がよろしいかなと思います。

○事務局

ありがとうございます。「確認だけではなく」とかでもいいかもしれないですね。確認はしないわけではないのです。

○会長

まさに今、おっしゃった、そういう形がいわゆる意見書といいますか、こういう形にぴったりです。御検討いただければと思います。

●●委員、いかがですか。

○●●委員

ありがとうございます。こういった形で意見書としてまとめていただいたことは、私自身、賛成をいたします。特に、最初のおもてがみに書いてありますように、条例で推進会議が意見を述べることができるという規定がございますので、そ

いう意味では、それを活用して、このようにまとめていただいたということは、とてもよかったと思います。

以上です。

○会長

ありがとうございました。あと、いかがでしょうか。大丈夫ですか。

ありがとうございます。そういうことで、一応、各委員さんの御意見もそういう形ということで方向がまとまったと捉えられるのではないかと思います。

事務局、いかがでしょうか。

○事務局

ありがとうございます。そうしましたら、意見書という形で、このまま作成をさせていただきたいと思っております。文書の内容については、表現等また修正をさせていただいて、皆様にもう一度確認をいただければと思っております。

以上となります。

○会長

それでは、議題の3、市民参加の評価に係る答申案について及び議題の4、市民参加条例の見直しについてについて、終了ということによろしいですか。何か事務局から確認、あるいは追加事項などございますか。

○事務局

総合的評価の答申案と意見書については、こちらでもう一度、修正をしたものを皆さんに確認いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○会長

よろしくお願いいたします。

それでは、議題の3になります。市民参加条例の見直しについてということになりますので、よろしくお願いいたします。

では、事務局から御説明をお願いします。

○事務局

それでは、資料5を御覧ください。白井市市民参加条例の見直しにつきまして、前回会議に引き続き検討をお願いいたします。

昨年度から前回会議までに条例について整理していただいた事項について、議論内容、理由とともに、見直しの方向性を資料に記載させていただいております。

本日は、1項目ずつ内容を確認いただき、見直しの方向性について御意見等を頂ければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

今回の市民参加条例の改正につきましては、条例制定から22年経過したというところで、時代に即した市民参加の実施がなされるよう見直すものということになっております。

条例の見直しにおいて、整理した事項及び検討する事項につきまして、一つずつ御説明をさせていただきます。

まず、(1) 市民参加の実施機関の拡大についてです。実施機関につきましては、現在の実施機関に選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会を加えるものとなります。

各組織に、事務局で確認しましたところ、現状につきましては、市民参加の対象となる事業が発生するということはないということでしたが、条例に実施機関として記載すること自体、今後の発生の状況も含めて、記載すること自体というところに反対するものではないとのことで、お話を頂いております。

実施機関の拡大については、今後の可能性を鑑みて、対象を拡大するものとなるため、選挙、それから監査や農業、固定資産税など、市民の生活に関連する内容を取り扱う執行機関を加えるものとしています。

実施機関の拡大についての説明は以上となります。会長に進行をお返しいたします。

○会長

ありがとうございます。それでは、各委員さんいかがでしょうか。御意見いかがですか。今の御説明について、一つ目の話ですが、実施機関の拡大、大丈夫ですか。特にございませんか。

事務局から、特にこの段階では、まだ確認事項はございませんでしたか。

○事務局

大丈夫です。今の御意見等は大丈夫ということでしたので、こちらの実施機関を加えるという方向で、答申に記載をさせていただきたいと思います。

○会長

それでは、二つ目の事項ということなのですけれども、いかがでしょうか。

○事務局

二つ目の事項について説明をさせていただきます。(2)、2ページを見ていただいて、市民参加の対象に関することとなります。

①が、憲章、宣言というところで、議会案件となる憲章や宣言について、広く市民の意見を取り入れるため、新たに市民参加の対象に加えるものとなっております。

②の制度についてですが、制度につきましては、計画に基づき策定されるものが制度となりますので、計画作成の時点で既に市民参加していること、それから制度を対象とすると、かなり市民参加の対象が拡大されるということになりますので、市民の方の負担が増えるということも考えられることから、今回につきましては、条例のほうに記載をしない、対象としないことというところで整理をさせていただいているところです。

三つ目ですが、公共の用に供される大規模な施設の解釈についてとなります。解釈といたしましては、議会の議決に付すべき契約となる金額と同額の1億5,000万円以上の工事が必要となり、かつ地方自治法の第244条第1項に該当する、いわゆる公の施設と明記することといたしました。今までは、1億5千万ということだったのですが、公の施設に関してというところを明記するため、今回1行付け加えております。

市民参加の対象についての説明は以上となります。会長に進行をお返しいたします。

○会長

ありがとうございます。それでは、御意見等々いかがでしょうか。

●●委員、どうぞ。

○●●委員

教えていただきたいのですが、1番の憲章と宣言というのは、これは機関としては誰が決めるものなのですか。

○事務局

市長が決めることにはなるのですが、決定に当たっては、物によっては議会などにかけるものもあります。基本的には、決定するのは市長となります。白井市では、五つの宣言を行っているというようなことになります。

○会長

ありがとうございます。

○●●委員

それで、市民参加の対象に加えるということは、これは具体的に憲章とか宣言については、どういうふうに市民参加するのですか。

○事務局

市民参加については、現在、例えば計画の策定であったり、条例の策定であったりを実施する際には市民参加をしてくださいとか、公共の用に供される大規模な施設の改修とか、そういったものに関しても市民参加をしてくださいというような形で、市民参加の対象を定めているのが条例であるのですが、そちらに憲章、宣言についても加えさせていただく形になるので、憲章や宣言を策定するときには、市民参加、方法は審議会とかいろいろあると思うのですが、市民参加をしてくださいというような形になると考えております。

○●●委員

分かりました。ありがとうございます。

○会長

各委員さん、他はいかがですか。よろしいでしょうか。

それでは、特に事務局から、現時点での確認事項とかございますか。

○事務局

皆さんに御承諾いただいたと思いますので、憲章、宣言については、新たに条例に加えさせていただきたいと思います。

○会長

ありがとうございます。

それでは引き続きまして、次の事項について、事務局からの説明をお聞きいたします。

○事務局

続きまして、3ページ、(3)意見及び結果の公表、事前周知の方法についてになります。

前回会議で整理していただいた部分がございます。情報公開コーナー、図書館、市ホームページ、この三つに関しましては、全てで必ず周知及び公表をすることを明示するということと、それプラス、その他方法で、市の広報やSNSなど、新たな方法も含めて柔軟に対応できるようにということで、皆様から御意見頂いたと思っております。

また、周知や公表の前回会議で十分に検討時間が取れなかったこともありまして、本日、検討事項としましては、周知や公表の時期、それから各センターでの周知等をどのようにするかということについては、検討をお願いしたいと思っております。

検討をお願いしたい事項につきまして、一つ目が各センターでの対応をどうしていくかということで、令和7年度の審議会の中では、各センターや公民館への設置につきましては、各センターに設置されたパソコンで市のホームページを確認できるという状況もあるため、必ず行う場としなくてもよいのではないかなという意見は頂いていたかと思います。

事務局といたしましては、パブリックコメント、それからチラシ、ポスターなどでのワークショップとか意見交換会の周知などは、既に各事業で実施されているところもございますが、対象を絞る場合などは、自治回覧などにより、より効果的な手法を使うことというのもあるかと思いますので、必ずとはせず、前年度の御意見でも頂いていたように、その他方法に含める形でどうかということを今、考えているところでございます。こちらについて、まず、御意見頂けたらと思います。

一度、会長に進行をお返しいたします。

○会長

ありがとうございます。以上の件について、各委員さん、いかがでしょうか。御意見ございますか。

●●委員、どうぞ。

○●●委員

ありがとうございます。その他の方法に入るというイメージですか。

○事務局

必ずやらなくてはいけないというところではなく、その他方法にいろいろな柔軟な新しい方法を含める形です。

○●●委員

文字の話なのですけれども、見直しの方法、四角の中が、その他方法、その他の方法、「の」入りますか。その他の方法の方が読みやすかったのだ。

○事務局

ありがとうございます。「の」が抜けていますので加えさせていただきます。

○会長

お願いいたします。後はよろしゅうございますか。

次に、進みましょう。はい、どうぞ。

○事務局

そうしましたら、もう一点、前回会議でも少しお話をいただいた部分もあったのですが、周知及び公表の時期について、明記していくかどうかというところなのですが、事務局案としましては、周知及び公表の時期については、実際のやり方だと、かなり大がかりなアンケートだと、業者に委託をして冊子になって戻ってくる前に、どうしても、いくら早くても半年ぐらい開いてしまう場合などもあるので、そういった状況によって、かなり差異が出てしまうというところがあることから、周知公表可能となる時期というのは、なかなか明示するという自体は、アンケートなどのような手法については、少し難しい部分というのが出てくるのではないかと考えたことから、今回、時期については明記をしないという案を記載をさせていただいたので、また皆様から御意見頂ければと思っております。

○会長

いかがでしょうか。御意見等々ございますか。

●●委員、どうぞ。

○●●委員

おっしゃるとおりだと思いますし、確かによく分かりますので、それで結論としてはいいと思います。ただ、こういうのは書かないと、ずるずる行ってしまうことがあるのでそうになってしまうと嫌だなと思うので、しっかりと意識が高まるようなことが別の方法として取れるということであれば、現実的に書かないということで問題ないと思います。

○会長

その他、いかがですか。

●●委員、どうぞ。

○●●委員

記載していただいた内容について、基本的には賛成いたします。特に情報公開コーナー、図書館、市ホームページで、必ず周知及び公開というような文言を入れていただいたことで、それを周知しなさいということが担保できたと思いますので、あとは、やっぱり事業の進捗状況とか、いろいろな状況によって、期日まで決められてしまうと、それがために、うまく動かないというようなことにならないようにということを考えますと、あまり細かいことまでは縛るべきではないかというふうに感じております。

以上です。

○会長

ありがとうございました。いかがですか。大丈夫そうですか。

では、次に参りましょうか、四つ目の事項について事務局からお願いします。

○事務局

3 ページ目の下半分に書いてある（４）新たな市民参加の方法の検討というところで、令和7年度に皆様に御検討いただいた部分になってくるかと思います。

一つ目が、市民会議になっております。実際には、市民会議については、市民の方が主体的に集まって、いろいろと話し合いをされていくというところなので、条例に規定されている市民参加の対象となる事項、例えば条例でしたりとか計画でしたりとかについて、話し合うということも目的としていないというところがございますので、条例のこういった内容にはそぐわないというところで、条例には規定しないことというようなお話をさせていただいているかと思います。

二つ目、公聴会についてです。公聴会については、ほかの市民参加の方法というところで、専門家の方にヒアリングをされていたりとか、関係団体のほうから意見を聴取していただいたりということが、実際にもう実施をしているということ。それから、審議会等の中に、実際には公募の委員が入っていただいているというところがありますので、利害関係者や学識関係者の方から意見を聴取するというところは、公聴会でなくても実際にできるであろうというところで、今回については、条例には明記をしないところでお話を整理させていただいているところになっております。

三つ目が、直接請求以外の署名というところになっているのですが、こちらについても、市民の方が主体的に署名を行うというところで、法律上、規定は、直接請求以外の規定がなされていないということ、また、条例に規定されている市民参加の対象について話し合うことを目的としていないというところで、市民会議と同様に、条例にはそぐわないので、条例には規定しないという形にしております。

理由及び議論内容の二つ目のポチなのですが、他市のように5名程度の署名の提出と書かせてはいただいているのですが、実際には人数の問題ではなくて、審議会と同様に計画、それから条例、それから大規模改修とかに関わる、そういった対象

に関わることを必ずするというわけではないので、基本的には条例にそぐわないというところで、条例には規定をしていかないというお話で整理をさせていただいているかと思っております。

四つ目が、市民政策提案手続になります。市民政策提案手続につきましては、他市でやっているところもあるのですが、他市では形骸化した方向になってしまっているということも聞いておりますし、条例に規定されている市民参加の対象以外に関する市民の意見というところにもなることから、今回の市民参加の条例には規定をしないとしました。

実際には、事業提案数那他市だと年々減少していることや、提案する人が限られてくるなどの傾向があると聞いておまして、その中で継続性が危ぶまれるものについては、慎重に検討したほうがいいのではないかというような意見を頂いていたところかと思っております。

今まで四つの事項について、全て条例に明記しないとしておりますので、市民参加の方法については、条例上は現状のままとするような形と考えております。新たな市民参加の方法については以上となります。

会長に進行をお返しいたします。

○会長

ありがとうございます。御意見等々、御意見いかがでしょうか。

●●委員、どうぞ。

○●●委員

御説明ありがとうございます。市民会議のところの理由、議論内容で、こちらは概ねよろしいと思うのですが、市民会議は、最近、気候市民会議とかいう名称で、行政が市民を集めて会議をしていたりもするので、市民会議は市民が主体的に集まる手法であるというのが、白井市の定義ではそうかもしれないのですが、一般的な定義だと、行政が開催するような印象があるので、ここはこうやって書かないほうがいいのかなと思いました。

○事務局

ありがとうございます。白井市に関しては、実は市民会議を一度やったことがあります。そのときは、白井市の市主催で実施したものでして、その中で3部会をつくりまして、一つの部会が検討したのが、市民参加条例をつくるときにどうしたらいいかということで、市民が考えていってというようなものも過去にはあるところですが、白井市でやったのは100人会議という名前だったので、市民会議は、市民が主体的に集まる手法であるということではなくて、「市民が主体的に集まる市民会議は」というような形で入れ替えたいなと思っています。あと、先ほどの説明の中で、四つのものについて、例えば公聴会とかも、特に公聴会については明記しないというような表現になっていきますけれども、ここについては、今回のこ

の会議では、特出しして条例に位置づけるかという議論をしていますので、ここについて、その他の市民参加ということで、当然、市がやるということは、先ほどの気候変動については柏市などもやっていますし、それについては、そういうこともあり得ると思いますので、表現については、そのようなところで、この事業をやることを、公聴会とかというのは、よその市でも、例えば市川市などでは位置づけられているというところもありますので、市民参加として、白井市の市民参加条例としては位置づけられないけれども、これをやることを除外するものではないというようなことが分かるような形に表現を定めたいなというふうに思います。

○会長

ありがとうございます。いかがでしょうか。

○事務局

この四つの議論に関しては、昨年度が中心になるかと思いますが、皆様に議論をいただいている、具体的に話として出ていたのは、政策提案手続については、形骸化しているよねとかというようなお話もいただいていたのと、あと直接請求以外の署名として、少しこういう制度の関係でやっていくという形がありました。このあたりについては、いろいろ御意見があるので、少しその後、今の段階でもしあれば、少し御意見頂きたいなと思っています。

今回、この答申に、実質的な検討については、ここである程度固めておかないと、次の答申案まで行きませんので、何か御意見等あれば、御意見頂ければなと思っています。

○会長

皆さん、いかがでしょうか。

●●委員、どうぞ。

○●●委員

ありがとうございます。市民政策提案手続については、いい制度だと思うのですが、ただ、白井市の市民参加というのは、ほかの地域と全然違って、やっぱり評価の部分にかなり特化した条例だと思っているので、市民政策提案手続まで入ってくると、結構大変なのかなというのがありますし、白井市の特徴を生かしていくという点でも、大きなものをもう一つ加える必要もなく、今の評価の部分をしっかりやっていくというのが、すごく大事なのかなと思いました。

市民政策提案手続に関しては、自分たちで提案をできるというのは一つの特徴にはなるのですが、積極的に今やられている市民参加の手続の中で、市民から意見を聞く機会を増やしていくと、今後、市役所が主体的に形成していく政策の中に、市民の意見というのを取り入れられていくのではないかなと思うので、そういう方向で市民の意見を取り入れつつ、政策形成していくという方向も一つあり

なのではないかなと思いますので、今回は、4番はなくてもいいのかなと思いました。

3番の直接請求以外の署名については、もしかすると、10年前とかに、一度議論されていますか。なので、その当時、条例に規定されなかったのかというのをもし分かれば、ここでもう一度確認しておいたほうがいいかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○事務局

二つ話がありまして、直接請求以外ということになりますので、議会の権能を侵すものでも全くないのですけれども、このあたりの部分を担っているのが議会だというような意見があったというのが一つありました。

もう一つについては、直接請求以外の署名については、根拠の関係で、市民の意見を求めているというところになるのですけれども、直接請求に関しては、かなり厳密に個人の部分についての署名について、例えば本人じゃないと駄目、自署しか駄目、代書はできないとか、白井市に住んでいることとか、そういうようなところもあるのですが、一般的な署名というのは、街角で書いているとか、そういう署名の関係で、多寡を確認するだけということであれば確認できるのですけれども、それ以上のその実行性の部分に関して、少し判断が難しいなというようなところがあったところです。

その観点から、直接請求以外の署名というのは、そもそも位置づけが難しいということがあって、その時点では、そこについては、わざわざ市民参加条例の中に位置づけなくてはいいいのではないかなというようなお話がありました。それ以外にも少しあったと思いますが、今、記憶しているところだと、概ねそのあたりになるのかなと思います。

○●●委員

ありがとうございます。本当に、先ほどの市民政策提案手続とも関わるのですけれども、直接、市民から意見を聞く機会というのが少しずつ増えているような気もするので、そういう参加を既存の今ある参加の手続を充実させていく方向で、市民の意見をしっかり取り入れるというところで、こういう問題が起こらないように丁寧にやっていただくとよいのかなと思いましたので、このとおりでいいと思います。

○会長

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

それでは、引き続き五つ目の事項について、事務局から御説明いたします。

○事務局

(5)、五つ目の説明になります。4ページの下のほうになります。既存の市民参加の方法の変更についてです。

まず一つ目が、審議会等になっておりまして、その中のアの部分、審議会等の市民公募委員の募集方法についてです。無作為抽出の公募委員候補者登録制度につきましては、前回の会議でもお話しいただきましたとおり、既に多くの審議会等で活用されていることから、今後も活用がきちんとされていくようにというところで、条例に明記することとして整理をさせていただいております。

5 ページです。イのオンライン会議とウのオンライン傍聴ですが、オンライン会議及びオンライン傍聴につきましては、会議開催の方法や公開については、白井市附属機関の会議の公開に関する指針等で規定をされている部分というのがございまして、オンライン会議のほうも会議開催の方法については、総務課で基準を決めているということになること、オンライン傍聴につきましても、白井市附属機関の会議の公開に関する指針で規定がされていくということになるため、実際には、こちらの市民参加の条例のほうで規定するものではないことから、今回オンラインの会議及び傍聴については、条例のほうに規定しないものとして整理をいただいたところかと思えます。

また、2 番目のほうのパブリックコメントにつきましては、パブリックコメントの提出期間につきまして、こちらについては、行政手続法第 39 条の意見公募手続により、そちらに準じて、現在 2 週間以上なのですけれども、30 日以上に変更をするという形について、皆さんに整理をいただいたところとなっていると認識しております。

既存の市民参加の方法の変更についての説明は以上となります。会長に進行をお返しいたします。

○会長

皆さん、各委員さん、御意見等でいかがでしょうか。特にございませんか。

それでは、事務局のほうで確認事項等々ございますか。

○事務局

そうしたら、無作為抽出の公募委員の候補者登録制度のほうは、こういった形で、条例のほうに含めさせていただいて、オンライン会議、オンライン傍聴につきましては、条例のほうには規定しないという形をさせていただくというところと、パブリックコメントについては 30 日以上という形で、この答申は、内容はさせていただきたいと思えます。

○会長

ありがとうございます。それでは続いて、六つ目の事項にということでよろしいですか。

○事務局

6 ページ目の（6）になります。市民参加推進会議の再任規定についてです。

市民の方につきましては、多くの市政への参加を促すため、現在、こちらの会議の委員さんについては、再任を1回限りとさせていただいております、学識経験者の方につきましては、こういった多くの方のというところの意図は該当しないというところで、再任制限をなくす、設けないということとして整理をしていただいているところかと思っております。

市民参加推進会議の再任規定については以上となります。会長に進行をお返しいたします。

○会長

ありがとうございました。各委員さん、いかがでしょうか、この部分について御意見等ございますか。

私から、よろしいですか。本当にこういう形で御一緒させていただいて、各先生方にいろいろと教えていただくのもあって、あと、ほかの事例も先生方の方から、いろいろと御紹介いただくこともありますので、そういう意味では、もともと先生方に再任規定はいらないのではないかと、私は個人的に思います。

我々、市民の側からすると、いろいろな人が経験したらいいと思うので、そういうことですけれども、先生方になると、御指導いただくなり、教えていただくという形で、先生の御都合がよろしい限り、いろいろと御一緒させていただければと私は個人的に思います。

以上です。各委員さん、いかがですか。

○事務局

ありがとうございます。

そうしましたら、識見を有する方につきましては、再任制限を設けないというところで、答申のほうに、そういった方向での文書を掲載させていただきたいと思えます。

○会長

それでは以上で、議題の3、市民参加条例の見直しについては終了ということになります。

○事務局

会長、今まで議論していただいたところで、こちらのほうでおまとめさせていただいたのですが、そのほか全体として、条例の見直しのところで御意見等あればと思います。

○会長

そういうことですね。そういう意味では、皆さん方の御意見を寄せられる最後のチャンスになります。

●●委員、どうぞ。

○●●委員

一つ、伺いたいします。たしか前回の会議で、パブリックコメントの意見募集で、ファクシミリを除こうかどうしようかというようなお話があったと思いますが、細かいことですが、あれがどうなったのかなということで教えていただければと思います。

○事務局

事務局といたしましては、実際に各事業の意見が出てきた実績を見ても、実際ファクスで提出されたものが、ここ数年ないという状況で、電子メールや電子申請での御意見の数というのは増えてきていると思っておりますので、そういった別のツールといいますか、そういったところで御意見は頂けているところかと思っておりますので、ファクスについては、事務局案としてはなくしたい方向で今考えております。

○●●委員

ありがとうございます。

○会長

ほかに特にございませんか。

そういうことで、皆さん方の御意見というのは頂いたということで、よろしくお願いいたします。

それで、事務局からございますか。

○事務局

ファクス等も聞いていただき、お話しできたので、ないです。

○会長

ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、議題の3、市民参加条例の見直しについては終了ということになります。

次に、引き続き議題4は、先ほど多少被った部分があったのですが、議題4、評価方法の変更案について進みたいと思っておりますので、事務局のほうからの御説明をお願いいたします。

○事務局

資料6を御覧いただきたいと思います。

市民参加の総合的評価における評価方法については、実際には、提言の中で御意見頂いたように、評価の公平性が保持できるような方法を検討する必要があるというふうに思っております。

詳細な方法については、今後さらなる検討を実施するということとなるのですが、今年度、かなり多くの事業を委員の皆様には評価をいただいているところでして、評価の流れや合計点数の計算方法についての次年度からの評価に向け、実際に今年やっていた皆様に御意見を頂きたいというところで、今回出させていただきました。

一つ目、評価の流れにつきましては、実際、委員さんからも、もちろん実施の確認はするのですが、実際、ここでやったのかどうかみたいな、チェック漏れみたいなところですか、そういったところというのは、本来事務局で確認をしっかりしておくべきところかなというところですし、本来、委員の皆さんには、この事業に対し、こういったやり方で、十分、市民参加ができているかどうかというところを本来議論すべきところに時間を割いていただきたいというところで、委員さんのほうからも、本来は、そういった議論ができるといいよねというお話も頂いたので、あくまで案として出させていただいているものになります。

今年度やっていただいた流れにつきましては、調査票を実際に見ていただいて、条例基準での判断、それから水準での判断等を評価していただき、その後に審議会の中で担当課のヒアリング、その後に評価の修正を得て、答申案の作成に変更している状況となっておりますが、変更する案といたしましては、大きく変更点は下線が引いてあるところになるのですが、調査票が出てきたところで、事務局が客観的に評価可能な条例基準の部分、本来このやっておくべきところの評価の実施につきましては、事務局のほうで一度評価をさせていただく、その段階でチェック漏れ等も含めまして、担当課の実施状況についても、担当課のヒアリングにつきましても、事務局でさせていただいて、しっかりどういった内容でやったのかというところを確認するところです。今年度については、やはり審議会を出してきたけれども、内容を聞いてみたら、その他の方法だったよねというような実際に担当課が出してきた評価、うちはこれでやりましたというものと、市民参加としてみたときに、実際はその他の方法だったとか、市民参加に該当しなかったということもあったかと思います。できるだけ早く担当課のヒアリングを事務局のほうで行って、そういったことのないように、しっかり確認した上で、委員の皆様には水準の部分の評価をお願いしたいと思っております。

実際にそういったものを事務局から得て、水準の評価もしていただいたところで、審議会では、事務局が行った条例基準の評価も確認していただき、それに加えて水準の評価をしていただいて、総合的評価をしていただく。もちろん担当課のほうに御質問頂いたものについては、その時点で担当課からの回答をお伝えする等のことをしていきたいと思っているので、そういったところで、少しやり方を変えるというところで、本来、議論していただく部分にしっかり時間を割いていただけるような形にできればいいかなと思って、考えたところにはなっております。

評価の流れについて、変更で案として考えているところは以上となりますが、御意見、アドバイス等あれば、頂きたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

会長に進行をお返しいたします。

○会長

ありがとうございます。各委員さん、いかがでしょうか。

●●委員、どうぞ。

○●●委員

調査票のチェックが変更案では事務局になっているのですけれども、水準評価の実施の際に、これは今までどおり調査票を拝見できるのかどうかということについて御教示くださいますか。

○事務局

ありがとうございます。調査票については、水準評価については、やはり委員にやっていただきますし、実際にその条例の評価が、事務局がしたものが適切かどうかとも御判断いただきたいと思いますので、調査票については、委員の皆様にも御提示をしたいと考えております。

○●●委員

ありがとうございます。そのほうがいいなと思っていたので、よろしく願いたします。

以上です。

○会長

ありがとうございます。

それでは、●●委員、どうぞ。

○●●委員

ありがとうございます。変更案だと事務局の負担が増えそうだなという心配がありまして。というのも、確かに機械的に評価できるものはあるものの、やっぱり機械的に評価できるかどうかの判断が微妙なところもあるので、ここが全部事務局になってしまうのは、どうかと思っはいるのです。

今、評価シートが単純になっているのですけれども、そこの評価を3段階にして、評価シートを変えるとかにすると、もう少し委員の手間が減るとか、いろいろ見直しすることとかが減るのかなと思いました。

あとは、確認作業をすると、仕事が増えるだけのような気もしてならないです。事務局さんで評価していただいて、結局、委員でも同じように見て評価するということなので、確かに委員の負担は少し減るような気はするのですけれども、事務局側の負担が増えすぎるような気もしていて、どうすればいいんだろうというのを考えながら伺っておりました。

○事務局

ありがとうございます。評価シートの変更等についても、皆さんが評価しやすいようにしたいとは思っておりまして、あくまで現段階では案で、これからより考えていけたらなというところではありますので、御意見を参考にさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○会長

ありがとうございます。

●●委員、どうぞ。

○●●委員

ありがとうございます。今の●●委員のお話で、確かに事務局の負担が増えそうだなということは思ったのと、それから担当課のヒアリングは、事務局でなさるということですか。

○事務局

変更案の場合は、担当課のヒアリングを事務局でさせていただくことで考えています。例えば、当初審議会で評価していたものが、実際はその他の方法であったためにもう一回評価をし直していただくとかを今回していると思うのですが、事前にそのあたりは、内容をある程度精査したもので、皆さんに評価をお願いできるというところで今回させていただいています。

委員さんからの質問への回答につきましては、もちろん事前に頂いたものを担当課に先にお伝えをさせていただいて、その回答の内容につきましても、こちらのほうでヒアリングとともに内容の確認、質問にちゃんと回答になっているかどうかとも含めて確認はさせていただけるかなというところで、案としましては、担当課ヒアリングを事務局でとさせていただいたところです。

○●●委員

分かりました。そうすると、ここの場で各事業の方が来られて、我々が何か質問するという機会は、なくなるということですね。分かりました。

○●●委員

今のヒアリングに関してなのですけれども、調整が大変かなとは思いつつも、担当課の方と直接お話できる機会は結構貴重かなと思っていて、割とこれが良かったですとか、そういう話が気軽にできる場があるというのは、いろいろ指摘をするだけじゃなくて、いい機会だったのではないかなと思うので、直接話を聞く場は、なくさなくてもいいかなと思いました。

○会長

今の話なのですけれども、例えば、この変更案の中の委員から質問への回答（担当課）とあります。ここのときに担当の方に御出場いただいて、そこでコミュニケーションを取るといことはいかがでしょうか。ヒアリングというか回答を伺って、その回答とのやり取りの中での各委員の一つの思いとかは、そこで出るのではないですか。どうでしょうかね。

○事務局

今回、ヒアリングをやっていただいていたのですが、自分が担当者としてヒアリングに臨んだときは、かなりひどいことを言われることがやはりありました。

自分としては、ヒアリングは難しいのかなと思っていて、なぜかという、一般的に審議会で出たものに回答するのは、事務局が答えるというのが、どこの会議でもそうになっています。白井市の場合では、総合計画のものについては、総合計画の評価を行うときに職員が参加するというのが一部例外としてありまして、おそらくそれぐらいなのです。全てのものについて実施するというと、なかなか難しいのかなというのは個人的には考えています。

ただ一方で、こういうところでやったらいいのではないかと意見交換という形であれば、また別の機会、審議会の中でやるということは別に可能だと思いますので、評価と合わせる必要があるのかというのが、自分の中でも悩んでいる部分があります。今回、他の状況は確認をしているという状況ではあるのですが、ほかの審議会とすると極めて異例です。審議会で委員さんが直接やるというのは、極めて審議会の中では異例になっています。異例だから駄目というわけではもちろんないのですが、ある程度、管理が難しいので、例えば抽出していくつかの事業で、この事業については意見を聞いてみたいねという話とかであれば、また考えようがあるのかなと思いますけれども、全てというのは、今回、特にほとんどのものについては、来たけれども、もう十分に聞いているよねという部分があって、あまり今年度に関しては、機能していなかった部分もあるのかなと思いますので、そのあたりも含めて、今回は案ということでお示しさせていただいたので、少し検討をさせていただければと思います。

○会長

よろしいですか。そうすると、今の案だと、委員からの質問への回答はするけれども、これは文章のみということになりますか。

○事務局

今、考えているのは、そういうような状態で考えていて、今、ここに持ってきたという話なのですが、皆さんの意見としては、やったときの良い経験があったよというお話があったというところも踏まえて、どういう形にしていくかは、またいろいろと検討していきたいなと思っています。

○会長

私が思ったのは、頂いた回答への一つのクエスチョンだとかはあると思うのですが、そのやり取りがどういう形になるのかなと思ったものですから。

○事務局

先ほどお話しさせていただいたように、その内容については、自分たちがヒアリングする中で聞いてきて、その中について、こういう意見があったということについては、事務局が責任をもってお答えできるような形がいいのかなというふうには思っています、その中でも、まだ意見交換したいという話であれば、当然、それについては確認をしてという形になるのかなというふうに思っていました。

○会長

こだわるわけではないですけども、そうすると、例えば事務局の方から担当課にヒアリングをするときに、こういうことも聞いてくださいということを事前に委員のほうからの意見吸い上げは、もちろん前提になっているわけですね。そうですね。ありがとうございます。

○事務局

こちらについては、今年度、評価シートにも皆さんにお書きいただいたような形で、先に事務局で、吸い上げたものを担当課ヒアリングの中で確認はさせていただきたいというふうには考えておりました。

○会長

ありがとうございます。

●●委員、どうぞ。

○●●委員

ありがとうございます。ヒアリングも、この委員会の歴史の中で出てきたものだと思うので、形を変えて残していったほうがいいところなのかなとは思っております。

ただ、今回みたいに数が多いときに各課でやっても、なかなか形式的な話だけになってしまうこともあるので、例えば合同でやるとか、意見交換会のような形で、先ほどもお話がありましたが、ほかの課も市民参加のうまくいった部分とか、良かった部分とかを聞けたり、あと問題になっている部分というのを聞けたりして、今後の参加の取組に生かせるような場を例えば1回だと日程調整難しいと思うので、2回開催するとかはありなのかなと思いました。

○会長

各委員さん、いかがでしょうか。

●●委員、どうぞ。

○●●委員

ヒアリング以外でよろしいですか。評価基準でございますが、前回の会議のときにも少し申し上げたのですが、市民参加の手法によって定めている、いわゆる市民参加条例の求める基準という項目がいろいろございますよね。

そういう意味では、手法によって見直しをされていくのかなというふうに思うのですが、単純にやった、やらないとか、そういう判断できない項目がありますので、そのあたりは、どのように内容を拾っていくのかなというところを一つ、委員の方からも、事務局さんの負担が増えるのではないかという御意見がありました。そういう部分をきちっと、やった、やらない以外の評価をどうするかというのは、事務局でやっていくのか、あるいは委員のところでやるのか、いろいろ選択肢

があると思うのですが、そのあたりは十分に議論していただいて、負担のないように明確にさせていただいたほうがいいかなというふうに思っております。

○事務局

評価の基準のところには、確かに条例に基づいていないものも入っているところが、手法によってはあったかと思うので、そういったところについては、今後、きちんと事務局でも検討をして、その辺の精査といいますか、整理を検討できたらと思っております。

○会長

●●委員、どうぞ。

○●●委員

今のことなのですが、例えば審議会につきましては、審議会の内容に応じ、十分に議論できる開催回数、何を根拠に十分に議論できるのかというような、そういう物差しも出てくるかと思えますし、あるいは審議会の設置の趣旨や審議内容に応じた公募人数になっているか、何パーセント以上がいいのか、悪いのか、それは望ましい水準のほうにも関連してくる話だと思えますが、そのあたり、事務局さんも、それから委員のところでも、迷わないような、そういうルールなり、物差しを作っていただけといいのかなというふうに思います。

○事務局

ありがとうございます。今後、検討は進めていきたいと思っております。

○会長

よろしくお願いいたします。あとはいかがですか。

それでは、2点目の部分、今、評価の流れについてだったのですが、2点目の合計点数の計上方法について、事務局から御説明お願いいたします。

○事務局

2点目の合計点数の計算の方法についてというところになるのですが、今年度、評価の点数の平均点を出させていただいている中で、少数点以下を切り捨てとしておりましたが、そういった中で、例えば6.1という平均であっても、6.9であっても6という点数になるというところで、場合によっては合計点数が低く出ることもあるのではないかとということで、四捨五入等の案も、委員から、四捨五入とかはどうなのですかというお声かけは一度いただいたところなのですが、事務局として検討しましたところ、実際に委員さんからもお話ありましており、四捨五入とした場合、実際の評価点数よりも逆に高得点になってしまう可能性もあるのではないかとということで、そういったところで、実際に市民参加、条例の基準なんかは特にやるべきところでやっていくということになりますので、そういった状況の中、本来やったものよりもさらに高得点が出る状況というのは避けるべきではないかということで考えたため、事務局の案としては、現状では、今の合計点数の計

算方法は、現状のままで少数点以下を切り捨てという形を案としては考えているところなのですが、そちらについても御意見をあれば頂きたいなと思っています。よろしく願いいたします。

○会長

ありがとうございます。各委員さん、いかがでしょうか。特に御意見、大丈夫でしょうか。結局、今、御説明あったように、切り上げてしまうと点数が上に行ってしまうですね。それは評価ではないのではないかという話になりますよね。

○事務局

場合によって、下がるものと上がるものが出てしまうというところはあるとは考えております。

○会長

この辺は、よろしいでしょうか。あと、この件で確認事項とかございますか。

○事務局

ありがとうございます。このほかにもいろいろと評価のところでは、前回会議等で御意見頂いた部分で、提言にも、意見書にというところでも書かせていただいているところではあるのですが、市民参加の複数の方法でやっているところと、一つの方法でやっているところとで、総合点数が同じになってしまうことや、そういったところもありますし、一つの例えばワークショップならワークショップをいろいろな事業でやっているときの評価の仕方というところとかも含めて、御意見を頂いているところかと思しますので、今後、また検討していく段階で、そういった御意見も参考にしながら、検討を進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

○会長

ありがとうございます。ぜひ、その線でお願いいたします。

それでは、議題の4、評価方法の変更案については終了ということになりますので、最後、議題の5、その他について、事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局

その他になりますが、本日、条例の内容とかも整理をしていただきまして、次回の8月25日の審議会で、最後の8回目の審議会で最後となります。

次回につきましては、総合的評価の答申案及び市民参加条例の見直しに関する答申案の最終確認をお願いしたいと思っております。最終案をそこで提示をさせていただきたいと思っておりますので、先ほど課長のほうからも申し上げましたが、答申案については、今回頂いた意見をもとに修正し、早めに案をメールで皆さんのほうに送らせていただき、内容を確認していただいて、修正点等ありましたら、事務局のほうに一度御連絡を頂けたらと思っております。御連絡いただいたもので、修正等をかけさせていただいて、最終的な案として、8月25日に答申案を提示させ

ていただきたいと思いますので、またメール等で御連絡をさせていただくかと思
いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

その他については以上となります。会長に進行をお返しいたします。

○会長

ありがとうございます。それでは、大分長い時間かかりましたので、最終8月25
日に向けて、またひとつ、いろいろとよろしくお願いします。

それでは、以上をもちまして令和8年度第7回市民参加推進会議を終了いたしま
す。お疲れさまでございました。ありがとうございました。